

統計作成プロセス診断の実施状況

令和6年6月

総務省 統計品質管理推進室

I 統計作成プロセス診断の概要 ～経緯等～

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月 統計委員会建議）
総合的対策（令和元年12月 統計改革推進会議 統計行政新生部会）
第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月 変更、閣議決定）

統計の作成府省は、統計委員会が取りまとめる**要求事項**及び**方針**に基づき総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査に対応するとともに、その結果を活用して、**統計作成プロセスの水準を段階的に向上**させる。

令和2年11月～ **要求事項等の検討開始**（統計作成プロセス部会の下に**要求事項等検討タスクフォース**を設置し検討）

タスクフォース運営に当たっての基本方針（令和3年1月14日）

「第三者監査」は、公的統計に関する作成プロセスの現状を評価し、品質について信頼を与える活動であり、第三者が、誤り等を指摘して修正させる、といった（ネガティブ）イメージではなく、現状を客観的にチェックした上で、より良い改善の在り方を共に検討する（ポジティブな）取組であり、「**統計作成プロセス診断**」とも位置付けられる。また、**統計作成プロセスの改善は、統計作成者が自らの気づきにより主体的に取り組むことが「第一義」**であり、統計監理官の活動は、これを客観的立場から助言、支援、促進するものである。

※ 令和3年10月～診断の試行実施（5調査）

公的統計の総合的な品質向上に向けて（令和4年8月 統計委員会建議）

建設工事統計及び建築着工統計に係る「統計作成プロセス診断」を令和4年度に先行実施。
業務マニュアルの整備状況等の診断が的確に実施されるよう「**要求事項**」を改定。統計作成プロセス診断」を**全ての基幹統計調査を対象に計画的に実施**。その際、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。⇒ **第Ⅳ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月 閣議決定）**

※ 令和4年11月～診断の先行実施（3調査）

統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）（令和5年7月 総務省政策統括官（統計制度担当）決定）

統計作成プロセス診断の「要求事項」「方針」について、**部会審議を経て、委員会了承（令和5年6月）**後、総務省において決定

令和5年10月～ 診断の本格実施

(参考1) 統計作成プロセス診断の方針(フレームワーク) ※ (概要)

※ 令和5年7月28日総務省政策統括官(統計制度担当)決定

診断の趣旨・目的

- 統計作成プロセス診断は、P D C Aサイクルの体系的かつ効果的な実行を通じ、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、総務省において採用された統計監理官が、専門的かつ客観的立場から、必要とされる確認等を行い、その結果に基づき、統計作成府省に助言等を行う活動
- 統計作成プロセス診断を通じて把握された改善事例などの好事例については、総務省を通じて府省横断的に横展開することにより、統計作成府省による自立的・主体的なP D C Aサイクルの取組を一層促進

診断の実施方法等

○ 診断の対象

統計法第2条第5項に規定する統計調査※に係る統計の作成プロセス及びマネジメントの状況

(※ 統計委員会建議を踏まえ、当面は基幹統計調査を優先)

○ 実施体制

i) 品質管理の実務家、ii) 品質管理の研究者等の専門家、iii) 公的統計の実務経験者のうちから、総務省が任用する「統計監理官」により構成される診断チームによって実施。実施に際しては、各府省の統計品質管理官と連携

○ 実施時期

統計作成府省によるPDCAサイクル実施の段階を踏まえ、効果的と判断される時期に計画的に実施(統計作成府省が点検・評価(=C)を行い、結果の決定までの間に実施)することが基本。各府省の点検・評価実施計画を踏まえて診断の実施計画を策定)

○ 実施方法

- ・ 統計作成府省によるP D C Aサイクルの実施過程におけるアウトプットなどの提供資料、ヒアリング、意見交換などによる情報等に基づき、**要求事項への適合状況を客観的に確認**
- ・ 診断の際、積極的に評価できる、P D C Aサイクルを通じた改善例など**各府省に横展開すべき「好事例」を把握**
- ・ **上記確認に基づき**、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、**助言等の内容を取りまとめ**(総務省は、診断チームが取りまとめた助言等を統計作成府省に提供)
- ・ 統計作成府省の統計幹事の求めに応じ、**総務省の統計作成支援機能への「橋渡し」**を行う

要求事項 = プロセス診断の基準

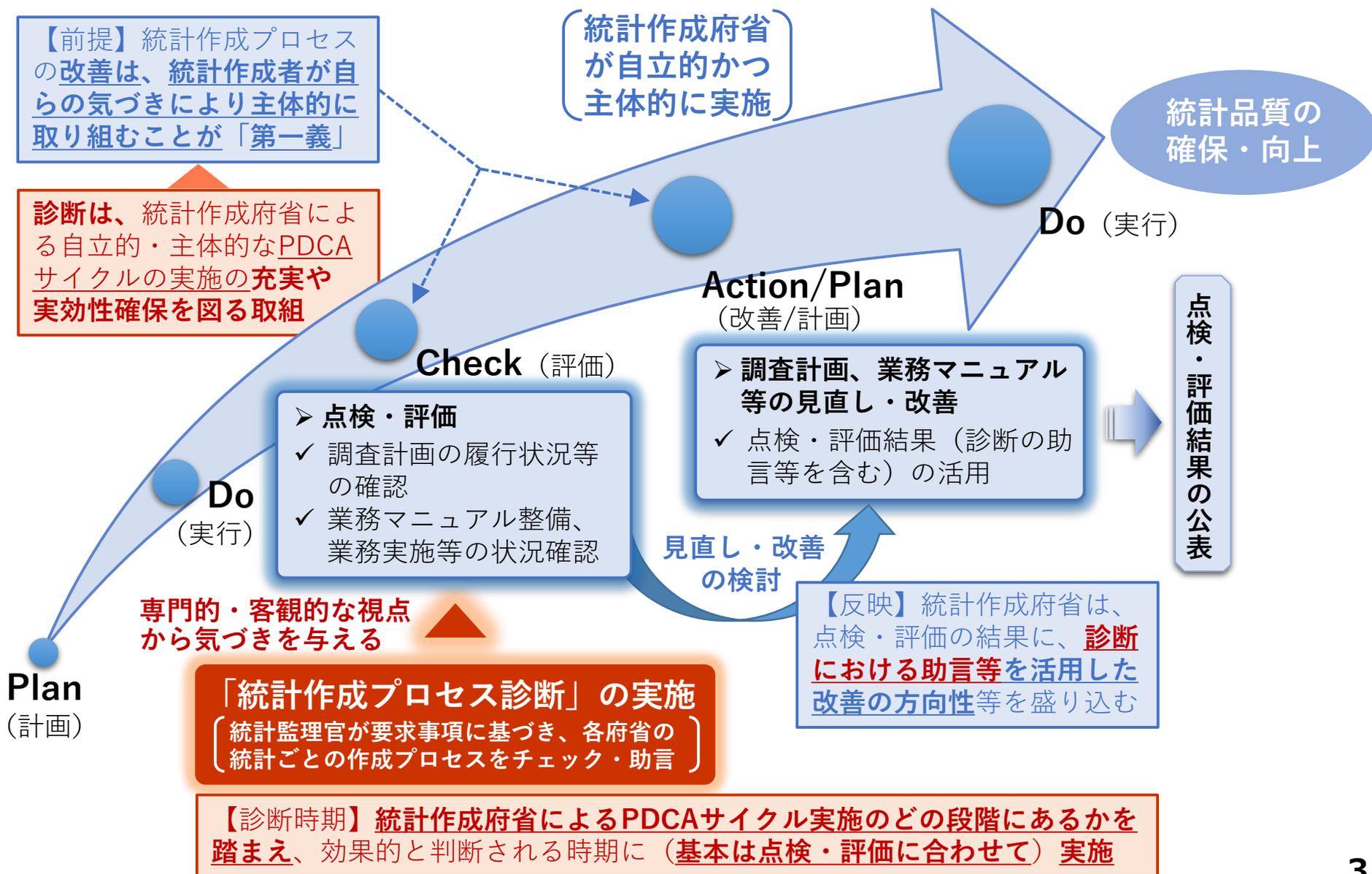
個々の統計作成プロセスにおけるマネジメント、方法、手順等に関し実施することが求められる(必須)、あるいは実施することが望ましい(推奨)事項を定めたもの

実施結果の活用

- 統計作成府省は、点検・評価結果に、診断における助言等を活用した改善の方向性等を盛り込んだ上で、点検・評価結果を総務省に提出し、e-statに掲載、公表
- 総務省は、必要に応じて、点検評価の結果のe-stat掲載時や調査計画の承認時に、助言等への対応状況をフォローアップ。また、診断を通じて得られた改善例などの好事例を、適宜、府省横断的に横展開
- 総務省は、統計作成プロセス診断の取組状況について、定期的に統計委員会(統計作成プロセス部会)に概要を報告

(参考2) PDCAサイクル実施(各府省)と統計作成プロセス診断(総務省)の関係

個々の統計における **統計作成プロセスの水準の段階的向上** (イメージ)



II 令和5年度の実績

■ 令和5年度 前半「方針及び要求事項の策定」

令和5年6月の統計委員会において、**統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）及び要求事項**を了承（同年7月28日に正式決定）

上記方針とあわせて、点検・評価のガイドラインの改定について政府部内で検討を行い、令和5年7月28日に「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」を各府省で申合せ

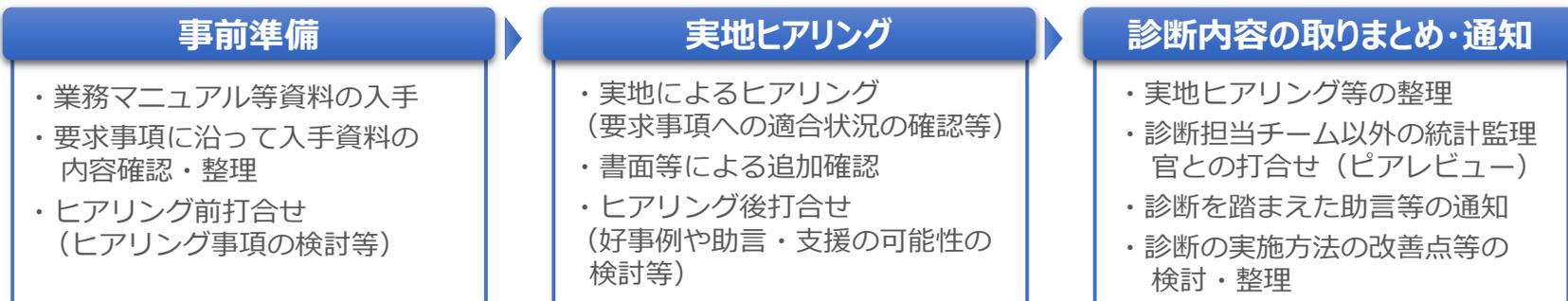
■ 令和5年度 後半「統計作成プロセス診断の本格実施」

実施時期：令和5年10月～6年3月

対象調査：4つの基幹統計調査（5府省）

実施体制：統計監理官4人程度のチーム（2チーム）で診断を実施

【診断の手順・流れ（概ね3か月程度）】



※ 統計作成府省は、**点検・評価結果に、プロセス診断における助言等を活用した改善の方向性等を盛り込んだ上で、点検・評価結果を総務省に提出し、e-Statに掲載**

II 令和5年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（1 / 4）

<マネジメントの充実、業務マニュアルの整備等>

① 実施機関の連携強化を図るためのマネジメントの充実、業務マニュアルの充実等

多数の関係者が携わる大規模な調査において、関係者の役割分担の誤認等が生じていた事例、業務マニュアルは整備されているが各プロセスの作業手順等の記載に留まっていた事例等について

- 多数の関係者が携わる統計作成プロセスでは、関係機関相互の**役割分担を明確にし**、コミュニケーションを密にしながらマネジメントの充実を図るとともに、**個々の関係者が、各プロセス・作業の目的や意義を十分に理解して携わることが重要である。**
- このため、業務マニュアル、仕様書等において、**各プロセスや作業の目的、意義、前工程及び後工程に繋がる情報・影響を明記することや、各チーム間でやりとりされる情報も含めた業務の全体像に、各プロセスの実施主体（受託等機関を含む）の責任範囲や役割分担、各プロセスでシステムが担う範囲などを示した「ワークフロー図」**を加えるなど、業務マニュアルの更なる充実を図っていくと良いのではないかと。

② 地方局に共通するマニュアル等の整備、ノウハウの共有等

地方局が、調査対象者と調査票の配布、**収集や督促、疑義照会等のやりとり**を担っている事例について

- **各地方局に共通するマニュアル等がない**ため、事務手続や情報の取扱いがそれぞれ異なる可能性があり、リスクの有無が不明確であるほか、ノウハウ等を共有することで事務の効率化や回収率向上を図ることができる可能性もある。
- このため、**全国で共通的・画一的に実施することが可能な手順の作成や、ノウハウやテクニックを共有すること、実務担当者を集めた会議を定期的**に開催（オンライン含む）することなどを検討することが考えられるのではないかと。

Ⅱ 令和5年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（2 / 4）

<誤り発見時の対応、不測の事態への対応等>

③ 誤りを発見した場合の分析等の深掘り・充実について

公表数値の誤り訂正の事案への対応について

- 問題発生時の対応やその記録の残し方について、生じた**事象を追うのみではなく、なぜ「その事象が起こったのか」を分析**することが必要ではないか。
「ルールの誤解か」「ルールがなかったのか」「ルールが適切でなかったか」「ルールに従わなかったのか」など、事象の背景を明らかにした上で対応策を検討し、今後の改善として資料に残すことが必要ではないか。
- また、再発防止策の検討等に際しては、**何が不具合（不適合）なのかを明確にし、それについて「発生原因と流出原因」（注）に分けて原因分析**し、個々の原因に対応して再発防止策を検討することが有用ではないか。
(注) 発生原因：その不適合製品は何故発生したか（製造段階での原因）
流出原因：何故最終検査を含む各種チェックを素通りし流出したのか（検査段階での原因）

④ 不測の事態を想定した対応の検討等

現在の業務・運用は安定的であり、問題や例外事項はあまり生じていないという事例について

- 安定的な業務・運用が、**逆に体制や運用を固定化し、問題や課題発見の遅れ、変化に柔軟に対応できない等の可能性に留意**する必要があるほか、問題発生時やヒヤリハットの際の例外事象への**対応の記録を蓄積し、これらを踏まえた業務の見直し・改善に反映させる仕組み・手順等をあらかじめ定めておく**必要があるのではないか。
- 正確な回答の維持に向け、**報告者の協力が得られないなど不測の事態が起きた際にも対応できるよう、あらかじめ対応（取扱い）や集計（推計）方法について検討を進めると良い**のではないか。

Ⅱ 令和5年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（3 / 4）

<システムの活用等>

⑤ システム・プログラムの構築・活用について

審査・結果表の作成等に係るシステムを職員自らがプログラムをコーディング可能となっており、業務変更時などに柔軟に対応できる一方で、プロセスごとに順次プログラムを手で起動し、処理していることから、ヒューマンエラーやヒヤリハットが起り得る構造となっている事例について

- 最新の情報通信技術の動向や人材育成・予算等を考慮しつつ、
 - ① より効率的なシステムやプログラムがあれば、それらの導入を幅広に検討すること。
 - ② プログラムを用いた**機械的チェックの導入**や、人的リソースを考慮しつつ、ヒューマンエラーが起りやすい箇所に対して**ダブルチェックの導入**を検討するなど、**ヒューマンエラーやヒヤリハット対策を工夫**すること。
 - ③ これらを容易にするためにも、プログラムの**要件を可視化**していくこと。
などを中長期的な視野で検討していく余地があるのではないか。

⑥ 審査・集計プロセスの改善について

審査・集計プロセスで複数の関連システムを使用している事例について

- 審査・集計プロセスにおいて、調査対象に応じて**2つのシステムを使用**していることで、作業の手順が複雑になり、審査結果の反映やデータの**統合等の際に問題が生じるおそれもある**。
- このことから、次回調査に向けて、**システムを統合するなど審査プロセスを見直す**ことを検討課題としてはどうか。

Ⅱ 令和5年度の実績

■ プロセス診断を踏まえて **助言等** を行った主な事例（4 / 4）

<調査票（情報）の保存・管理等>

⑦ 地方公共団体における調査票情報の管理等について

電子媒体での調査票データの受渡しにおいてヒヤリハット事案が生じた事例について

- 地方公共団体からのオンラインによる報告システムが導入されているが、市区町村における導入は4割程度に留まっていることから、**情報管理の観点からも有効であることを周知するなど、オンライン報告システムの利用拡大に向けて引き続き積極的に取り組んでいただきたい。**

⑧ 記入済み調査票（調査票原票）の保存について

委託先事業者による入力作業のため、統計作成府省で収集した調査票原本をやり取りしている事例について

- 紛失・盗難等のリスクを出来る限り低減するため、調査のデジタル化の検討と併せ、**調査票原本は統計作成府省から移動せず、オンラインで調査票情報をやりとりするなどの工夫を中期的な視野を持って検討する余地があるのではないか。**

<その他>

⑨ 過去に統計委員会において審議された事項への対応など、ヒアリングを通じて把握した課題等を踏まえた助言

- 届出制度に基づく調査であったことから、**実質廃業の事業者が調査対象の母数に含まれていたために、回収率が実態よりも低く公表されている事例**
- 調査対象者からの調査票の追送分を反映して結果表の数値を訂正する際に、「**数値誤りの訂正**」と称して公表している事例

について、**利用者・ユーザーの正確な認識・理解に資する表示・説明への改善を検討するよう助言**

Ⅱ 令和5年度の実績

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例等** の主な事例（1 / 2）

① 品質向上のための組織体制の充実について

- 品質向上を専門とする体制が調査担当部署とは別に設置され、調査担当部署とコミュニケーションを密に行うとともに、標本設計やシステムについて知見を有する人材を特定部署に集約した上、調査担当部署を支援するなどの専門体制の整備・支援を行っている。

② 業務能力の向上に向けた教育・訓練の充実について

- 品質管理の基本となる人材の育成として、全ての職員を対象にした研修を実施するとともに、統計の作成のみならず、統計の利用・活用に関する内容を含め、目的やレベルに応じた多様な研修カリキュラムを用意するなどの工夫を行っている。
- 調査業務に必要な知識・スキルについて、製表業務の理解に加え、調査対象となる企業の理解や、調査対象者とのコミュニケーション能力を挙げ、これらの点を重視して職員の能力向上を図っている。

③ 問題発生時や誤り発見に係る取組

- 全ての職員を対象とした研修や幹部向け研修を実施し、対応ルールの府省内への周知を徹底
- 直近の誤り訂正事例において、調査対象者からの問合せを契機に調査項目の定義に認識誤りが生じていることを把握した後、速やかにその影響や原因を分析した上で、応急的な対応として「よくある解説集」を見直し調査対象へ周知するとともに、恒久対応として調査票の変更を申請するなどの再発防止策を講じた。
- 各所管統計の審査担当者を集めた連絡会議の開催や、府省内の委員会への報告などを通じて、誤り発生時の対応や再発防止策等について組織内で共有

II 令和5年度の実績

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例等** の主な事例（2 / 2）

④ モニタリングシステムの活用

- 府省内共通のモニタリングシステムを導入し、出先機関、都道府県の状況を含め、複数の調査の進捗状況をプロセスごとに共有・管理することや、計画と実績の管理を可能としている（進捗遅れのアラート表示等）。

⑤ 審査・集計におけるチェックリストの活用

- 審査・集計において作業の漏れが無いよう、チェックリストを活用している。
（チェックリスト形式は、変更などの際にもどこを変えたか一目で分かりやすく、効果的）

⑥ その他改善に係る取組

- 日頃から政策部局のニーズをくみ取るとともに、毎年、統計調査の利活用の状況を整理し、調査対象者と直接やりとりをする出先機関の職員も含めて組織全体で共有している。
（統計の見直し・改善に役立つとともに、調査対象者の理解も高まることが期待できる）
- 統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化し、標準的な業務マニュアルの位置付けとして「統計標準ガイドライン」を府省独自に整備し、関係部局に共有している。
また、府省内の全ての統計について業務マニュアルの整備状況を総点検するとともに、その結果を受けて、効率的に業務マニュアルの整備を進めるための府省内の統計共通の方針を示すことを検討している。

Ⅱ 令和5年度の実績

■ 各府省からのアンケートの結果（概要）

① 診断を通じて得られた気づき等

- 関係者間の連携方法は長年の課題となっており、マニュアルの作成方法に係る助言、特にプロセスの明確化、明文化、前工程・後工程を意識した作成、ワークフロー図の作成などの助言を踏まえて対応を検討したい。
- 業務マニュアルに沿って作業をすれば業務を遂行できるよう整備しているが、業務マニュアルを業務の意義を明確にする指針とする観点はなかったため、新たな気づきとなった。
- プロセス診断を通じ、関係者間の情報共有の大切さや、問題点を次回調査に反映させるため、実施したことを体系的に記録しておくこと等の課題に気づくことができた。
- プロセス診断への対応を通じ、担当者と管理職が密に話し合いをすることで悩みや問題点を相談しやすくなる効果や、内部の検討だけでは気づけない事項を検討する契機となった。

② 診断の実施方法について（改善して欲しい点）

- 事前準備に時間を要するため、ヒアリング日程のセットや確認事項の送付等は、時間的な余裕を持って対応してほしい。
- ヒアリング前後に五月雨で追加質問がされるようなことがあったが、例えば、大規模調査の場合は、あらかじめヒアリングを2回実施することを前提に手順を検討するなど、実施方法を工夫してほしい。
- ヒアリングの時間短縮や、診断の整理表を簡潔に記載するなど、効率的な実施を検討してほしい。
- 府省内で所掌する全ての基幹統計調査について、既に府省内統一的なルールに基づき管理・実施していることから、次回以降は重複を避けるなどメリハリや重点化を図ってほしい。
- 複数の調査（調査票）・実施系統で構成される調査の場合、調査に応じて対象を限定してほしい。

Ⅲ 令和6年度の実施（予定）

■ 統計作成プロセス診断の実施

○ 令和6年度は、9の基幹統計調査（7府省）を対象に診断を実施予定

- ※ 統計作成プロセス診断は、統計作成府省が点検・評価（=C）を行うタイミングに合わせて実施することを基本としており、各府省における点検・評価の実施計画等を踏まえて診断対象調査を選定
- ※ 第Ⅳ期統計基本計画の別表（今後5年間に講ずる具体的施策）においては、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行うこととされている。

○ 令和6年度においても、引き続き、統計監理官4人程度のチームを複数編成し、令和5年度と同様の手順等により診断を実施予定

【令和6年度の実施に当たっての主な留意点等】

- ✓ 診断業務の効率化、受診府省の負担軽減（診断事項の重点化等）
- ✓ 診断の実施体制の充実、確保
- ✓ 統計作成プロセス診断のノウハウの蓄積、共有
- ✓ 他の統計調査においても参考となる助言等や好事例の把握、各府省への横展開
- ✓ 診断における助言等を踏まえた改善の状況の把握 等

統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク） [抄]

5 統計作成プロセス診断の実施方法等
（実施時期）

（令和5年7月28日総務省政策統括官（統計制度担当）決定）

統計作成プロセス診断は、個々の統計について、統計作成府省によるPDCAサイクル実施のどの段階にあるかを踏まえ、効果的と判断される時期に計画的に実施する。

具体的には、統計作成府省が点検・評価(=C)を行い、当該点検・評価結果の決定に当たって統計幹事の了承を得るまでの間に実施することを基本に、統計作成府省における点検・評価実施計画を踏まえ、総務省が診断の実施計画を策定・更新する。

PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン [抄]

5. 各府省による点検・評価の実施方法等
（7）点検・評価の計画的な実施

（令和5年7月28日統計行政推進会議改定申合せ）

- 点検・評価は、統計調査の企画から公表に至るまでの一連の過程を対象とするものであることから、調査結果の確報公表後に実施することを原則とする。（略）
- 調査計画の変更承認申請を予定している場合には、その変更を行う前に点検・評価を実施することを原則とする。（略）

公的統計の整備に関する基本的な計画 [抄]

（令和5年3月28日閣議決定。計画期間：令和5～9年度）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策（抄）

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保 (1) PDCAサイクルの定着	67	○ 改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、 「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う 。その際には、令和4年度（2022年度）に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、 各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る 。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施 する。